

令和6年7月

萩・長門清掃一部事務組合議会臨時会

議 案

議 案 目 次

議案番号

件 名

- 10 萩・長門清掃一部事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する
条例の一部を改正する条例

議案第10号

萩・長門清掃一部事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

令和6年7月10日提出

萩・長門清掃一部事務組合

管理者 田 中 文 夫

萩・長門清掃一部事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する 条例の一部を改正する条例

萩・長門清掃一部事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年萩・長門清掃一部事務組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年7月

萩・長門清掃一部事務組合議会臨時会
議案参考資料

目 次

- 1 議案第10号 萩・長門清掃一部事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 新旧対照表

議案第10号議案参考資料【新旧対照表】

萩・長門清掃一部事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の2の7第1項の規定に基づき、管理者若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「管理者等」という。）の組合に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 管理者等の組合に対する損害賠償責任は、管理者等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、管理者等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる管理者等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の2第1項の規定に基づき、管理者若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「管理者等」という。）の組合に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 管理者等の組合に対する損害賠償責任は、管理者等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、管理者等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる管理者等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>